第四十九条の十四第二号イただし書中「電源設備」を「空中線系、電源設備」に改め、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

第四十九条の十四第二号ハを削り、同号ニ中「送信時間制限装置」の下に「及びキャリアセンス」を加え、同ニに次のただし書を加える。

ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、この限りでない。

第四十九条の十四第二号ニを同号ハとし、同号ホ中「、次のとおりであること。」を「一マイクロワット以下であること。ただし、絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあっては、等価等方輻射電力で一マイクロワット以下であること。」に改め、(1)及び(2)を削り、同ホを同号ニとし、同条第十一号ハ中「〇・〇一ワット」を「〇・〇二ワット」に改める。

第四十九条の二十一第一項中「陸上移動中継局及び陸上移動局（次項に規定するものを除く。）」を「陸上移動中継局、陸上移動局（次項に規定するものを除く。）、携帯基地局及び携帯局（次項に規定するものを除く。）」に改め、同条第二項中「陸上移動局」の下に「及び携帯局」を加え、「、第五号」を削り、同項第二号中「次の条件に」を「次の条件のいずれかに」に改め、同項第四号を第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　陸上移動局又は携帯局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（前項に規定するものに限る。）の電波（他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによって、自動的に選択されること。

第四十九条の二十四に次の一項を加える。

8　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＧＳＰＳ型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の条件

イ　変調方式は、ＧＭＳＫ方式であること。

ロ　送信速度は、次のいずれかの値であること。

毎秒一六、九〇〇ビット、毎秒六七、七〇八ビット

二　受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（－）二四デシベル以上であること。

三　空中線の条件

送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別表第一号の表7の項を次のように改める。

7　470MHzを超え2,450MHz以下	1　固定局（注20，31，35）	1.5
	(1)　810MHzを超え960MHz以下のもの	
	(2)　その他の周波数のもの	
	ア　100W以下のもの	100
	イ　100Wを超えるもの	50
	2　陸上局及び移動局（3から8までに掲げるものを除く。）（注20，31，34，35，37，38）	
	(1)　810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	(2)　その他の周波数のもの	20
	3　簡易無線局（注35）	3
	4　特定小電力無線局（注36）	4
	5　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3
	6　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	10
	7　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	3
	8　小電力データ通信システムの無線局	50
	9　無線測位局（注29）	
	(1)　地上ＤＭＥ及び地上タカンの送信設備	20
	(2)　機上ＤＭＥ及び機上タカンの送信設備	100kHz
	(3)　ＳＳＲの送信設備	
	ア　モードＳ機能を有するもの	10kHz
	イ　その他	200kHz
	(4)　ＡＴＣトランスポンダの送信設備	
	ア　モードＳ機能を有するもの	1,000kHz
	イ　その他	3,000kHz
	(5)　質問信号送信設備	10kHz
	(6)　基準信号送信設備及びノントランスポンダ	1,000kHz
	(7)　その他の無線測位局	500
	10　地上基幹放送局（注21，49）	
	(1)　テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局	1Hz
	(2)　その他の地上基幹放送局	500Hz
	11　アマチュア局	500
	12　地球局及び宇宙局（注32，33，40）	20

別表第一号注32に次のように加える。

(6)　インマルサットＧＳＰＳ型の無線設備　0.1（10^{-6}）

別表第二号第5に次のように加える。

8　インマルサットＧＳＰＳ型の無線設備

(1)　変調信号の送信速度が毎秒16,900ビットのもの　19kHz

(2)　変調信号の送信速度が毎秒67,708ビットのもの　63kHz

別表第三号34中「陸上移動中継局及び陸上移動局」を「陸上移動中継局、陸上移動局、携帯基地局及び携帯局」に改め、同表3に次のように加える。

(7)　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＧＳＰＳ型の送信設備

ア　不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
9kHz以上50MHz未満	任意の10kHz幅において（－）64dBW
50MHz以上500MHz未満	任意の100kHz幅において（－）64dBW
500MHz以上1,000MHz未満	任意の3MHz幅において（－）64dBW